

医療機器等における医療用物資の緊急時対応について

2020年5月7日

畦元将吾

毎日、新型コロナウイルス対応にご奮闘を、いただきありがとうございます。
国民の1人として、心より感謝いたします。本日にマスク、感染防護具等の情報がはりましたのでご連絡を致します。

1. 国から医療機関に対する医療用物資の緊急配布

- ・ Web 調査を用いて、1週間以内に備蓄が尽きる見通しの医療機関のうち、新型コロナ患者受入医療機関やPCR検査のための検体採取を行う病院・診療所に対して医療用物資を緊急配布。

※当面はサージカルマスク、N95・KN95マスクを対象とし、

アイソレーションガウン・フェイスシールドは5月下旬以降から実施予定。

◎内閣官房 IT 総合戦略室に問い合わせたところ、元々持っていたリスト(20床以上の病院)8000病院にIDを郵送し、現在6000病院がWeb登録済。

見落とし、郵送されてはいるが紛れてなくなってしまう等の可能性もあるので、20床以上でIDが届いていない病院は、03-3581-3484 内閣官房 IT 総合戦略室の清重氏に問い合わせ可能。但し、配布の際は、厚労省と相談の上、感染者を受け入れている、PCR検査を実施している病院を優先しているとの事。

2. 都道府県における医療用物資の配布

- ・ 医療機関からの相談に応じて支援体制を整備し、医療用物資の不足が見込まれる場合には、都道府県の備蓄、または国が配布した医療用物資を配布する。

◎都道府県によって名称は多少異なるが、「薬事」に関する課、例えば「薬事課」「薬務感染症対策課」などが問い合わせ先になります。